

平成22年3月26日

各 位

函館工業高等専門学校長
岩熊 敏夫

キャンパス内の全面禁煙について（お知らせ）

健康増進法第25条では「学校，体育館，病院，劇場，観覧場，集会場，官公庁施設等その他の多数の者が利用する施設」を管理する者は，これらを利用する者の受動喫煙を防止し，健康への悪影響を排除する努力義務が科せられております。

本校においては，これらのことを勘案し，特に15歳からの若い学生が学習する場であることに鑑み，平成22年4月1日から「キャンパス内全面禁煙」といたしますので，ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

実施時期 : 平成22年4月1日から

担当：総務課総務事務グループ

Tel : 0138-59-6312